

丸森町広告入り窓口用封筒製作者募集要項

丸森町の窓口等における町民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告を掲載した窓口用封筒を製作し無償で町へ提供していただける事業主（以下「製作者」という。）を募集します。

1 製作していただくもの

広告入り窓口用封筒

来庁者が住民票等の各種証明書を持ち帰る際に利用する窓口用封筒の製作。

製作者は、窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調整を行うなど、広告掲載に係る一連の事業を行い、広告掲載によって当該封筒の製作費用等を賄うこととします。

ア 規格及び製作予定枚数

横 223mm × 縦 299mm 10,000 枚

イ 広告掲載範囲

広告掲載の位置及び面積は次のとおりとし、残りの部分には、本町の指定する町政情報等（別紙1参照）を掲載するものとします。

（ア）掲載位置 封筒裏面

（イ）掲載面積 片面

※枠数は任意、色、形状等については別途協議します。

2 封筒の設置場所

丸森町役場町民税務課その他必要とする場所

3 納品方法

封筒の納品は、町長の指示に基づき、指定期日まで製作者が行うものとします。

4 設置期間等

窓口用封筒の設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

5 広告掲載の内容

- (1) 掲載することができる広告の内容等については、「丸森町広告掲載取扱要綱」第3条及び同条第2項の規定に基づく「丸森町広告掲載基準」の定めるところによります。
- (2) 広告は、本町の区域内に活動拠点を持つ法人その他団体又は個人のものとします。

6 募集方法

製作者の募集は町ホームページに掲載して行います。

7 募集期間

令和8年1月8（木）から令和8年1月21日（水）午後5時必着。
※持参の場合の受付時間 午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く。）

8 提出先及び提出方法

- (1) 丸森町町民税務課住民班
〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地
TEL 0224-72-2112 FAX 0224-72-2188
- (2) 郵送又はご持参ください。

9 提出に関する質問

- (1) 質問先：8（1）に同じ
- (2) 受付期限：令和8年1月15日（木）午後5時まで
- (3) 質問方法：FAX（電話により着信確認をお願いします。）にてご提出ください。
- (4) 回答期限：令和8年1月20日（火）

10 提出書類

- (1) 丸森町広告入り窓口用封筒製作申込書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
- (3) 企画書（任意様式）
- (4) 会社案内等（会社の事業内容、経歴などがわかるもの）
- (5) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は身分証明書）
- (6) 納税証明書（住所を有する市区町村の法人又は個人の市区町村民税等）【町外の事業所のみ】
- (7) 誓約書（様式第3号）

「丸森町競争入札参加資格者名簿」に登載されている事業者は、(4)から(7)の提出は省略できます。

11 選定基準

- (1) 提出いただいた書類に基づき、企画内容、デザインなどを総合的に判断し、1業者を選定します。審査内容に差がない複数の事業者がある場合は、抽選にて決定するものとします。
- (2) 審査の結果、ふさわしい提案応募がない場合は、選定者なしとする場合があります。
- (3) 選定結果については、申込者に対し「選定結果通知書（様式第4号）」で通知します。また、選定した製作者の所在及び名称並びに連絡先については、町ホームページ等において公表します。

12 協定書の締結

窓口用封筒の製作及び無償提供の手続きに関して、本町と製作者双方で協定書を取り交わすものとします。

13 広告主の納税状況の確認

広告主については、「本町の町税等の納税状況を確認する必要があることから、製作者は広告主に係る「広告掲載に係る町税等の情報確認承諾書（様式第5号）」を選定後提出してください。

14 注意事項

- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 審査の経緯は公表しません。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (5) その他「丸森町広告掲載取扱要綱」及び「丸森町広告掲載基準」の規定をご確認ください。